委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	和歌山県	
3. 市区町村名	由良町	
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番 号	94-2	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.yura.wakayama.jp/docs/2015082600022/	

執行機関名 由良町長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による介護給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成17年要綱第8号)による社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		由良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第5の項社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成17年要綱第8号)による社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担 額軽減制度事業実施要綱(平成17年要綱第8号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする	この要綱は、介護保険のサービスの提供を行う社会福祉法等(以下「法人」という。)が、その社会的役割に鑑み、要介護被保険者等(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者という。)のうち特に生計が困難と認められる者及び生活保護受給者に対して、利用者負担額を軽減する場合の取扱い及び利用者負担額の軽減を行う法人に対する助成事業について定めることにより、生活の安定及び介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制 度事業実施要綱(平成17年要綱第8号)